

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立常盤小学校

令和7年4月1日

目 次

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方	1
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 取組状況の把握と検証（PDCA）	
5 年間計画	
第 2 章 いじめ防止	5
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
第 3 章 早期発見	7
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
第 4 章 いじめに対する迅速な対応	8
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた児童又はその保護者への対応	
4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 重大事態への対応	
第 5 章 その他 資料	12
1 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート	
2 いじめ事象生起時の対応について	
3 ネット上のトラブルへの対応	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「いきいきと活動し主体的に富んだ心の豊かな子どもを育てる」を教育目標とし、人権尊重の精神を学校教育の基本にすえ、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざしている。上記したように、いじめは重大な人権侵害事象であり、その解決は教職員自身によるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（いじめ防止対策推進法 第2条 第1項）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめには、多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、いじめられた子どもの立場に立って、子どもの様子等をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の確認等を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。また、近年のいじめの特徴として、普段一緒に行動しているグループや部活動の仲間など、ある一定の人間関係があるグループや集団の中でいじめがおこることがあげられる。このグループや集団は外に対して“閉じた”状態にあり、その中での出来事は、その他の子どもや大人には見えにくく、一見すると遊びやふざけあいとしか見られないため、いじめの発見がおくれ、事態を深刻化させてしまう危険性がある。また、いじめの加害・被害の関係も固定化されたものでなく、ふとしたきっかけで加害・被害が入れ替わるため、グループ内でいじめがおこった際に、周囲からのいじめをやめさせようとするはたらきが弱く、逆にいじめに加担したり、傍観したりする場合も見られる。同じくスマートフォンなどの高機能情報端末の普及により、インターネットや、LINE・Twitterなどに代表されるSNS等を介したいじめも数多くある。その場合に加害・被害の当事者でのトラブルやいじめが、インターネットやSNS によって広がり、深刻化する事例もあり、インターネットがもつ特性から、ネット上のいじめは、不特定多数の人々から、即座に、さまざまな形でいじめを受けることにつながり、被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きい。しかも、SNS のグループ内でのやり取りなどは、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがあるために問題がより複雑になり、いじめの解決が難しくなる場合が多く見られる。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校・児童虐待問題対策委員会」（略称：いじめ等対策委員会）

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当者、支援主任、各学年主任、専科主任
養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当者、（担任）
必要に応じて外部専門家（SC、SSW、SL 等）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ等対策委員会は、年度の始めに1回、各学期に1回（年4回）、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクルにより見直すことを行う。いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及び保護者に対し、児童が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることも留意する。児童に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、その内容も周知する。例えば、集会の際に「いじめ・不登校・児童虐待問題対策委員会」の教職員が児童の前でいじめの未然防止のための声かけ等「いじめ・不登校・児童虐待問題対策委員会」の存在や活動が児童に容易に認識される取組みを行うことも有効と考える。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

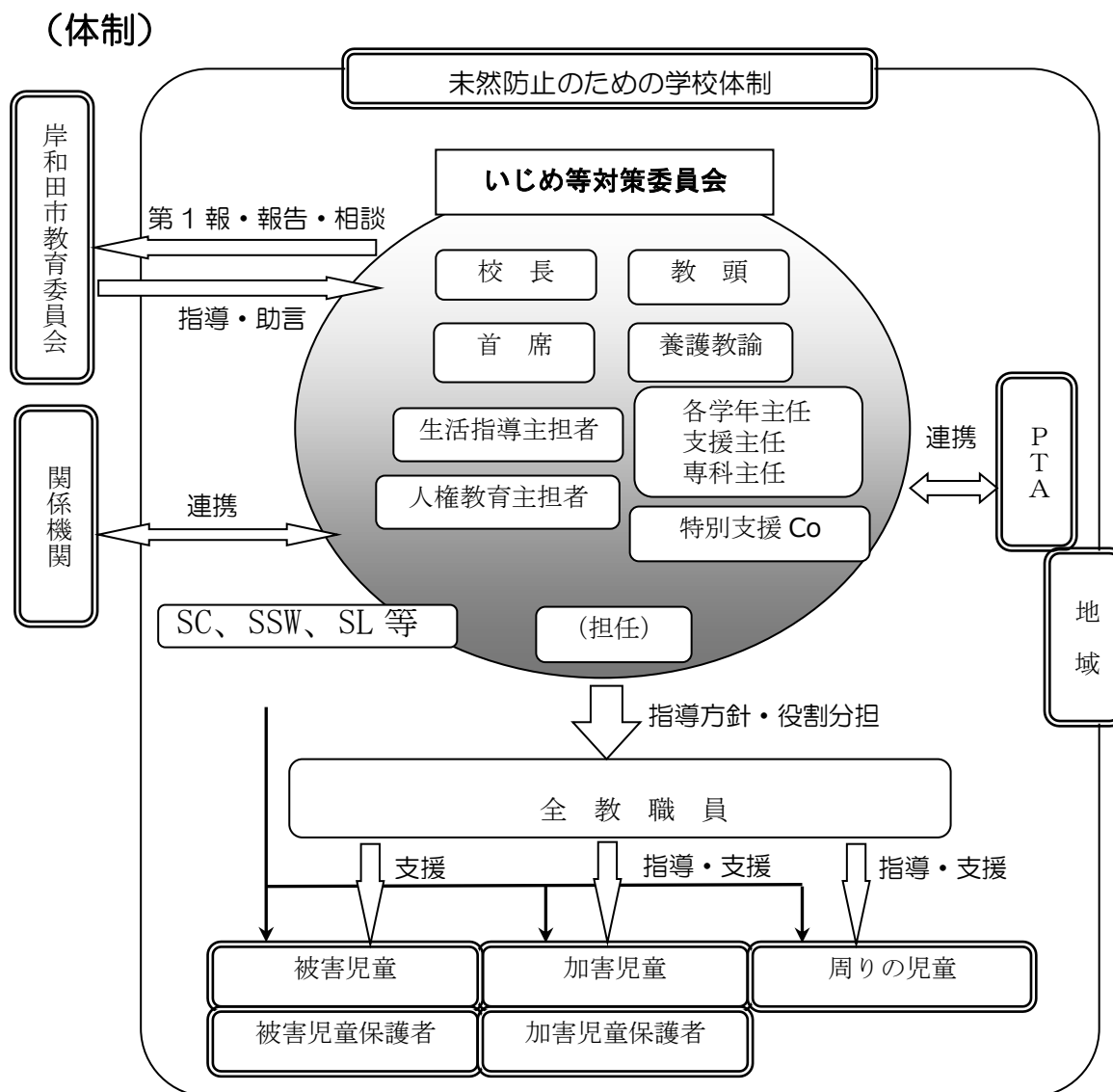
岸和田市立常盤小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握	第1回いじめ等対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 職員研修 生活指導・支援教育全体会
5月	校外学習（集団づくり）	校外学習（集団づくり）	校外学習（集団づくり）	教職員間による公開授業
6月	子どもまつり（集団づくり） 生活アンケートの実施 個人面談	子どもまつり（集団づくり） 生活アンケートの実施 個人面談	子どもまつり（集団づくり） 生活アンケートの実施 個人面談	アンケート確認
7月	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	保護者懇談会（家庭での様子の把握）	第2回いじめ等対策委員会（進捗確認）
9月	運動会（集団づくり） 音楽会（集団づくり） 校外学習（集団づくり） 生活アンケートの実施 個人面談 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	運動会（集団づくり） 音楽会（集団づくり） 校外学習（集団づくり） 生活アンケートの実施 個人面談 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	運動会（集団づくり） 音楽会（集団づくり） 宿泊学習・修学旅行（集団づくり） 生活アンケートの実施 個人面談 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	教職員間による公開授業 アンケート確認 第3回いじめ等対策委員会（状況報告と取組みの検証）
10月				
11月				
12月				
1月	生徒指導全体会（職員向け）	生徒指導全体会（職員向け）	生徒指導全体会（職員向け）	教職員間による公開授業
2月	情報モラル学習（児童・保護者向け） 生活アンケートの実施 個人面談	情報モラル学習（児童・保護者向け） 生活アンケートの実施 個人面談	情報モラル学習（児童・保護者向け） 生活アンケートの実施 個人面談	アンケート確認
3月	修業式	修業式	卒業式・修業式	第4回いじめ等対策委員会（年間の取組みの検証）

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが重要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 教職員間で平素からいじめについての共通理解を図るため、定期的に報告会や研修会をもつ。児童に対しては、機会あるごとにいじめ予防のための呼びかけをする。

(2) いじめは絶対に許さず、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教育活動のあらゆる場面で自分自身を大切にするのと同様、他者を思いやる心と態度を育む取組みを行う。

(3) いじめが生まれる背景には、環境的なもの、問題を生んでいる児童の心理状態、発達上の課題などがあるが、それらを踏まえて、日頃から児童の声に耳を傾け、行動を観察する。

教育のユニバーサルデザイン化により、みんなが分かる授業づくりを進める。また一人ひとりが活躍できるよう、主体的・対話的で深い学びを実現する。目標が達成できていない場合は、放課後などに個人指導等を行う。

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、児童会活動を活発にし、クラスでは役割分担をし、児童が互いに認め合う場を設定する。

委員会活動では活動に責任をもたせ、児童集会時に全校児童に向けて啓発する場をもち、その頑張りを認めていく。

問題が発生したときは別室で受容的に話を聴き、ストレスに適切に対処できる力を育む。

常に保護者と連携し、児童の様子・変化を把握する。いじめを助長するような教職員の不適切な言動等、指導の在り方に注意を払うため、教師の人権感覚を磨く。

(4) 児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を学校の教育活動全体を通して全ての児童に提供し、児童の自己有用感を育むことができるように努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(5) 誰もが大切にされ、安心して過ごせるクラスづくりを行い、道徳などの学習で児童自らいじめについて学び、行動できるようにする。また、コミュニケーションスキルトレーニングや保護者とともに、携帯ネットに関するリスクについて学ぶ機会を設ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることがある。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 〈実態把握の方法〉

定期的（学期に1回）にアンケートと個人面談を行い、普段の日記や作文等を常に注意深く読む。また、いつでも相談してもよいということや、安心して話ができるような雰囲気大切にしていく。

〈日常の観察〉

朝の健康観察時や休憩時間の様子・表情を観察し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにしていく。この観察は、自分のクラスだけでなく、学年や学校全体の中でも教職員全員が行い、気づいたことがあれば担任に連絡したり、生指連絡会で情報を共有したりすることで、組織としていじめの早期発見に努める。

- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問や電話で常に連絡を取り合い、関係をつくっていく。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるように、普段からのコミュニケーションを大切に、相談しやすい関係をつくっていく。
- (4) 学校便り、生活指導便りなどにより、保護者への相談体制を広く周知する。いじめ等対策委員会で、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、十分注意し個人情報を保護する。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止にとってとても大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「いじめ事象生起時の対応について(平成24年9月市教委作成)」「ネット上のトラブルへの対応(平成25年10月市教委作成)」「いじめ事案への対処の流れ①②を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ等対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ等対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞したら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ等対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や

書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

第5章 その他

※いじめ等の問題行動が起こったら、大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用する。

関係資料

いじめ事案への対応の流れ① ・いじめ事案への対応の流れ② 重大事態が発生した場合の対応

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/32816.pdf>

『いじめ事象生起時の対応について』（平成 24 年 9 月 岸和田市教育委員会）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/32815.pdf>

『ネット上のトラブルへの対応』（平成 25 年 10 月 岸和田市教育委員会）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/32814.pdf>

いじめ防止対策推進法

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

大阪府いじめ防止基本方針

http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/ijime_boushi_bp/index.html

大阪府『5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート』

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/taiou.html>

岸和田市いじめ防止基本方針

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/attachment/40199.pdf>